



平成 27 年 3 月 27 日

経過措置移行品目のお知らせ

謹啓

時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薬価削除品目の経過措置終了期日が告示されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置終了期日:平成 28 年 3 月 31 日

*翌日の平成 28 年 4 月 1 日から保険請求出来ません。

◇自社品目

- ・平成 27 年 3 月 24 日、厚生労働省告示 113 号

クロフィブラートカプセル 250mg「トーワ」〔統〕	イノシン静注 400mg「トーワ」
ソピタム錠 30mg	ベナスミン注 30mg
パルパシンカプセル 10	レバサルト注(1mL)
パルパシンカプセル 20	レバサルト注(2mL)〔統〕
フラボステン錠 200mg〔統〕	ポリシラール軟膏 0.025%
メリストラーク錠 1mg〔統〕	

〔統〕は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。

◇導入品目

- ・平成 27 年 3 月 24 日、厚生労働省告示 113 号

葛根湯エキス A 顆粒【SKM-1】	サカモト半夏瀉心湯エキス顆粒【SKM-14】
サカモト大柴胡湯エキス顆粒-S【SKM-8】	サカモト黄連解毒湯エキス顆粒-S【SKM-15】
サカモト小柴胡湯エキス顆粒【SKM-9】	サカモト小青竜湯エキス顆粒-S【SKM-19】
	〔株)阪本漢法製薬〕

※弊社での取り扱いは中止しておりますが、再確認いたします。

以上